



日本法教育研究センター コンソーシアム 年報



2017年度



2018年8月

日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

I. 組織編	
1. 沿革	4 頁
2. 組織	7 頁
II. 活動編	
1. コンソーシアム活動	12 頁
2. 各センターの活動	19 頁
日本法教育研究センター・コンソーシアム規約	44 頁

I . 組 織 編

1. 沿革

1. 設立の経緯

(1) 法整備支援と人材育成

1990年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

(2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA長期研修員制度、人材育成支援無償（JDS）事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献が限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

(3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センター

に日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

(4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつくられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

(5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

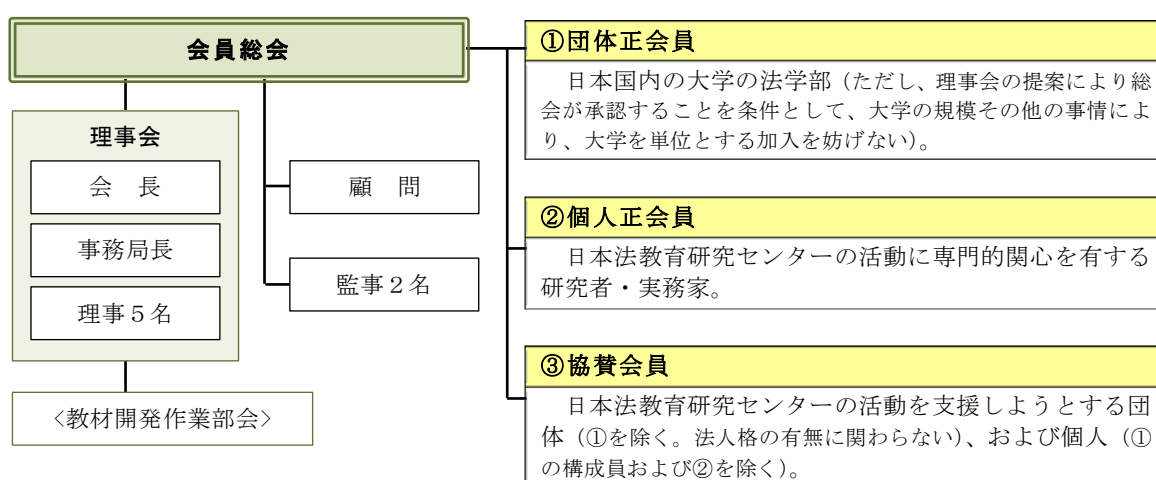
2. 関連年表

- 1948年 名古屋大学法経学部設立（後に法学部と経済学部に分離）。
- 1991年 ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）基金設立。
- 1995年  名古屋大学とガジヤマダ大学とが全学協定締結。
- 1998年  名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
- 1999年  名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。
 名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
- 2000年  名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。
 名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
- 2001年  名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
- 2005年  最初の日本法教育研究センターとしてウズベキスタン・日本法教育研究センター開設。
- 2006年  名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。
 名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。
 モンゴル・日本法教育研究センター開設。
- 2007年  ベトナム（ハノイ）・日本法教育研究センター開設。
- 2008年  カンボジア・日本法教育研究センター開設。
- 2012年  ベトナム（ホーチミン）・日本法教育研究センター開設。
- 2013年  名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。
 名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。
 ミャンマー・日本法律研究センター開設。
- 2014年  インドネシア・日本法教育研究センター開設。
 ラオス・日本法教育研究センター開設。
- 2016年 名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。
- 2017年 <日本法教育研究センター・コンソーシアム>設立。

2. 組織

1. 運営体制図

(1) コンソーシアム運営組織図



(2) 顧問・役員・作業部会委員（2017年度）

（2017年10月1日総会決定）

- 顧問 森 篤 昭夫（名古屋大学名誉教授/弁護士）
- 会長 鮎 京 正訓（愛知県公立大学法人理事長）
- 事務局長 小 畑 郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）
- 理事 石 井 三記（名古屋大学大学院法学研究科長）
- 金子 由芳（神戸大学大学院国際協力研究科教授）
- 葛 野 尋之（一橋大学大学院法学研究科長）
- 林 智 良（大阪大学法学部長）
- 松 尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 監事 須 網 隆夫（早稲田大学法学学術院教授）
- 村 上 裕章（九州大学大学院法学研究院長）

○2017 年度オブザーバー団体

法務省法務総合研究所国際協力部 (2018 年 2 月 13 日承認)

○教材開発作業部会 (2018 年 2 月 13 日設置)

- 委員長** 村上正子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
- 委員** 國分典子 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)
- 上地一郎 (高岡法科大学法学部教授)
- 中村真咲 (名古屋経済大学経営学部教授)
- 杉田昌平 (センチュリー法律事務所弁護士)

(2) 会員 (2017 年度)

《団体正会員》

名古屋大学大学院法学研究科	関西大学法学部
名古屋大学法政国際教育協力研究センター	朝日大学法学部
神戸大学大学院国際協力研究科	立命館大学法学部
九州大学大学院法学研究院	名古屋経済大学
大阪大学法学部	広島大学大学院法務研究科
早稲田大学法学学術院	金沢大学人間社会学域法学類
慶應義塾大学大学院法務研究科	西南学院大学法学部
一橋大学大学院法学研究科	北海道大学大学院法学研究科

※申込受付順

《個人正会員》

32 名

《団体協賛会員》

株式会社 TKC リーガルデータベース営業部	TMI 総合法律事務所
矢橋ホールディングス株式会社	大江橋法律事務所
ヤバシインターナショナル株式会社	株式会社有斐閣
矢橋林業株式会社	渥美坂井法律事務所
矢橋工業株式会社	信山社出版株式会社
三星砒業株式会社	

※申込受付順

《個人協賛会員》

2 名

2. 各国センターの概要

ウズベキスタン (タシケント)



設立先大学：タシケント国立法科大学

設立年月日：2005年9月7日

教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**5**人（うち日本人**1**人、現地人**4**人）、日本法講師**3**人（うち日本人**1**人、現地人**2**人）

学生数（同上）：1年生**22**人、2年生**10**人、3年生**4**人、4年生**3**人

モンゴル (ウランバートル)



設立先大学：モンゴル国立大学法学部

設立年月日：2006年9月7日

教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**7**人（うち日本人**4**人、現地人**3**人）、日本法講師**2**人（うち日本人**1**人、現地人**1**人）

学生数（同上）：1年生**13**人、2年生**16**人、3年生**9**人、4年生**8**人、5年生**8**人

ベトナム (ハノイ)



設立先大学：ハノイ法科大学

設立年月日：2007年9月7日

教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**6**人（うち日本人**3**人、現地人**3**人）、日本法講師**2**人（うち日本人**2**人）

学生数（同上）：1年生**23**人、2年生**15**人、3年生**12**人、4年生**11**人

カンボジア (プノンペン)



設立先大学：王立法経大学

設立年月日：2008年9月5日

教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**5**人（うち日本人**3**人、現地人**2**人）、日本法講師**1**人（うち日本人**1**人）

学生数（同上）：1年生**21**人、2年生**10**人、3年生**12**人、4年生**12**人

日本法教育・研究センターは、アジアの7カ国8カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

ベトナム (ホーチミン)



設立先大学：ホーチミン市法科大学
 設立年月日：2012年1月7日
 教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**5**人（うち日本人**3**人、現地人**2**人）、日本法講師**3**人（うち日本人**3**人）
 学生数（同上）：2年生**9**人、3年生**7**人、4年生**6**人

ミャンマー (ヤンゴン)



設立先大学：ヤンゴン大学
 設立年月日：2013年6月29日
 教職員数：（2018年3月末現在）：**3**人（現地人**3**人）
 学生数：——（教育機能は持たない）

インドネシア (ジョグジャカルタ)



設立先大学：ガジャマダ大学
 設立年月日：2014年1月12日
 教員数：——
 学生数：——（教育機能は持たない）

ラオス (ヴィエンチャン)



設立先大学：ラオス国立大学
 設立年月日：2014年2月28日
 教員数（2018年1月末現在）：日本語講師**2**人（うち日本人**2**人）、日本法講師**0**人
 学生数（同上）：3年生**5**人、4年生**2**人

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。

II. 活動編

1. コンソーシアム活動

1. 活動方針（2017年度）

（2017年10月1日総会決定）

(1) 修了生の留学生としての受入

- 加盟大学に関する募集要項等の情報集約（各センターに各大学コーナー設置）
- 夏季セミナー（日本での短期研修、毎年8月開催）開催時に、名古屋大学（予定）で加盟大学による留学説明会の実施
- 大使館推薦国費留学生受入に対する情報の交換

(2) 留学生向け日本法教育手法の開発

- とくにアジアの体制移行国から受け入れる留学生のための日本法教育手法の開発・共有
- 現地スクーリングの実施のためのコーディネート
- 「教材部会」の設置

(3) センターを利用したアジア各国法研究

- センター及び名古屋大学のネットワークを活用したアジア各国法研究のコーディネート
- アジア各国法研究に関する研究会・ワークショップ・国際会議開催支援、出版支援

(4) 次世代の法整備支援・「司法外交」を担う人材育成

- 法整備支援サマースクールの関係各団体と共同しての開催
- CALE・日本法教育研究センターでのインターン受入

(5) 法整備支援・「司法外交」研究

- 法整備支援・「司法外交」の理念、対象国、対象分野、実施過程、評価などを学問的に議論
- 日本政府が実施する法整備支援方針・「司法外交」についての議論

(6) 留学生との情報交流・ネットワーク拡大

- センター修了生・名古屋大学留学生との情報交流・ネットワーク拡大
- 修了生の各企業への人材紹介

(7) その他

- コンソーシアム年報（仮）の刊行
- 協賛会員加入促進

2. 2017年度の活動

■ 発起人団体代表者会議

日時：2017年3月16日（水）13：00～16：00

会場：名古屋大学アジア法交流館（2階）カンファレンスルーム

発起人団体予定大学（大阪大学法学部・九州大学法学府・慶應義塾大学法務研究科・神戸大学大学院国際協力研究科・名古屋大学大学院法学研究科・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・一橋大学大学院法学研究科長・早稲田大学法学学術院）代表者により、規約、呼びかけ及び活動内容等について協議した。

■ コンソーシアム設立

日時：2017年5月22日（月）

■ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野サマースクール「アジアの法と社会 2017—アジアの法と社会の変容から法整備支援の意義を考えよう—」

日時：2017年8月21日（月）・22日（火）

会場：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター、愛知県弁護士会、アジア法学会、朝日大学法学部、南山大学法学部、中京大学法学部、愛知学院大学法学部

2017年8月21日（月）

【開講式】

- ・10：00～10：10 開会挨拶・趣旨説明 國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長／教授）

【第1部：変動するアジアの法と社会】

司会：國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長／大学院法学研究科教授）

- ・10：15～11：30 講義①「非西欧諸国における法治主義—アジア市場経済移行諸国における法治主義—」市橋克哉（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- ・13：00～14：10 講義②「Development of Investment Law in Myanmar」（英語）Daw Than Nwe（ミャンマー学術アカデミー会員／元ヤンゴン大学法学部長）

-
- ・ 14 : 15～15 : 25 講義③「比較法から見たインドネシア法 ～東カリマンタンの薬草に関する
伝承知識と慣習儀礼～」新地真之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

【第2部：法律家のキャリアと法整備支援】

司会：藤本亮（名古屋大学大学院法学研究科教授）

- ・ 15 : 40～16 : 50 講義④「検事の国際面での仕事と法整備支援」阪井光平（法務省法務総合研
究所国際協力部長・検事）
- ・ 17 : 00～18 : 10 講義⑤「コートジボワール共和国の司法アクセス改善 ～元 J I C A 専門家
の活動報告～」原若葉（弁護士・元コートジボワール JICA 長期専門家）

2017年8月22日（火）

【第3部：アジアの中の日本法教育】

司会：村上正子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

- ・ 10 : 00～10 : 30 講義⑥「日本法教育研究センター事業と比較法の実践」杉田昌平（名古屋大
学ベトナム日本法教育研究センター特任講師／弁護士）
- ・ 10 : 30～11 : 00 講義⑦「法整備支援のための人材育成と比較法」宮田晶子（名古屋大学カン
ボジア日本法教育研究センター特任講師／弁護士）
- ・ 11 : 00～11 : 30 質疑応答

【第4部：法整備支援対象国の学生との対話・全体討論】

司会：松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

- ・ 13 : 30～14 : 40 日本法教育研究センター学生の発表
- ・ 15 : 00～16 : 00 グループ討論（6グループに分かれて討論）
- ・ 16 : 15～17 : 15 全体討論

【閉講式】

- ・ 17 : 20～17 : 30 閉会挨拶 小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／大学院法学研
究科教授）



■ 2017年度名古屋大学日本法教育研究センター学年論文発表会・交流会

○論文発表会

日時：2017年8月24日（木） 16：45～17：45

会場：慶應義塾大学三田キャンパス（南館地下4階）2B41教室

○交流会

日時：2017年8月24日（木） 18：00～19：30

会場：慶應義塾大学三田キャンパスファカルティークラブ（北館1階）

主催：慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター

共催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

後援：公益財団法人国際民商事法センター



■ 2017年度総会

日時：2017年10月1日（日）13：00～14：30

会場：名古屋大学・アジア法交流館（2F）カンファレンスルーム

審議事項：

- (1)会員の承認
- (2)規約の承認
- (3)当面の活動方針
- (4)2017年度予算
- (5)役員選出
- (6)その他

報告事項：

- (1)これまでの活動
- (2)その他

■ コンソーシアム設立記念シンポジウム「今日本で求められる国際司法人材とは—司法外交を基軸として」

日時：2017年10月1日（日）15：00～18：00

場所：名古屋大学・アジア法交流館（2F）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

- 15：00～15：15 開会挨拶・趣旨説明 小畑郁（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局長）
- 15：15～15：25 祝辞（上川陽子 法務大臣）（代読）
- 15：30～15：45 「法務省における「司法外交」のこれまでと今後～主に人材育成の観点から～」 菊池浩（法務省大臣官房審議官）
- 15：45～16：00 「外交の実務の観点から」 濱本幸也（外務省国際法課長）
- 16：15～16：30 「文部科学省における司法外交に関する人材育成について」 大月光康（文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室長）
- 16：15～16：30 「国際司法人材に求められるもの」 須網隆夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 16：45～17：45 全体討論
- 17：45～18：00 総括・閉会挨拶 鮎京正訓（愛知県公立大学法人理事長／日本法教育研究センター・コンソーシアム会長）



■ 第1回理事会

日時：2017年12月28日（木）13：00～14：00

会場：名古屋大学・アジア法交流館（1F）CALE 企画室 ※テレビ会議中継

議事：

- (1)新規会員の入会承認 (2)専門作業部会（教材・留学生受入）の立ち上げ (3)現地集中講義（スクーリング）への講師派遣 (4)大学院生のインターンシップ派遣 (5)今後のコンソーシアムの展開 (6)その他
-

■ 教材開発作業部会設置

日付：2018年2月13日（火）

委員長：村上正子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

委員：國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授）

上地一郎（高岡法科大学法学部教授）

中村真咲（名古屋経済大学経営学部教授）

杉田昌平（センチュリー法律事務所弁護士）

■ 第1回教材開発作業部会

日時：2018年3月6日（火）18：00～20：00

会場：名古屋大学・アジア法交流館（1F）CALEプロジェクト室

日本法教育研究センターで使用している教科書『日本史・公民』及び『日本の法システム』の学習の目的、内容、語彙レベルなどの問題点を共有し、同テキストの改訂方針について協議した。

■ 日本法教育研究センター・コンソーシアム／特任講師合同会議

日時：2018年3月28日（水）13：30～17：00

場所：アジア法交流館（2階）カンファレンスルーム

議事：

13：30～15：00 コンソーシアム活動（留学生受入・インターン派遣・研究交流）に関する意見交換

（司会：國分典子・名古屋大学CALE副センター長）

(1)各種イベントの紹介 (2)各会員からの要望 (3)各センターからの要望 (4)意見交換

15：30～17：00 教材開発に関する意見交換会

（司会：村上正子・名古屋大学大学院法学研究科教授／コンソーシアム教材開発作業部会委員長）

(1)現状の教育概要・課題説明 (2)留学生教育の課題（各会員から） (3)意見交換

3. 2017 年度決算

(2018 年 6 月 17 日総会承認)

(1) 収入の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
1. 年会費	1,387,000	1,632,000	245,000	
団体正会員	450,000	480,000	30,000	16団体
個人正会員	125,000	160,000	35,000	32名
団体協賛会員	810,000	990,000	180,000	11団体 33口
個人協賛会員	2,000	2,000	0	2名 2口
2. 利子	0	6	6	
収入合計 (A)	1,387,000	1,632,006	245,006	

(2) 支出の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
1. 修了生の留学生としての受入	144,000	0	△ 144,000	
・旅費(留学フェア打ち合わせ)	144,000	0	△ 144,000	
2. 留学生向け日本法教育手法の開発	144,000	43,214	△ 100,786	
・旅費(教材部会出席)	144,000	43,214	△ 100,786	2名
3. センターを活用したアジア各国法研究	0	0	0	
4. 次世代の法整備支援を担う人材育成	0	0	0	
5. 法整備支援研究	48,000	52,360	4,360	
・旅費(設立記念シンポジウム報告者)	48,000	52,360	4,360	2名
6. 留学生との情報交流・ネットワーク拡大	0	0	0	
7. 事務局経費	643,000	548,590	△ 94,410	
・事務処理経費(10-3月)	413,000	413,000	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	150,000	57,574	△ 92,426	
・雑費(消耗品、郵送代、印刷費等)	80,000	78,016	△ 1,984	
8. その他	264,000	95,859	△ 168,141	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	120,000	0	△ 120,000	
・旅費(理事会出席)	144,000	0	△ 144,000	
・旅費(意見交換会出席)	0	95,859	95,859	3名
支出合計 (B)	1,243,000	740,023	△ 502,977	

収支差額(次年度繰越金) (A)-(B)	144,000	891,983	747,983	
-----------------------------	----------------	----------------	----------------	--

2. 各センターの活動

1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターでは、次のような教育活動を行っている。

(1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



(2) 学期

各センターでは、概ね8～9月から1～2月が前期、2～3月から6～7月が後期である。

(3) 各年次の教育内容

<入学～1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約20-30名を選抜する。選抜された学生たちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4年間（モンゴルのみ現地大学のカリキュラムに合わせて5年間）の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動

に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

<2年次>

(前期)

●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

日本史：日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

公民：日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原則(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

★2年生日本語到達目標★

聞く：教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む：事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す：社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く：社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

<3年次>

●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを学習する。現在、教材が完成している比較法入門、戦前日本の制度、戦後日本の制度、立法とその審査の4つのセクションに分けて学ぶ。



●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関して日本語でまとめる「学年論文」を1年間かけて執筆する。分量は、13,500～20,000字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを旨とする。テーマは社会問題でもよく、無理に法律論として構成する必要はない。

<3年次修了時>

●夏季セミナー

各センターの優秀な学生上位5名程度を選抜し、日本での約2週間の研修を実施する。滞在中は、講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

★3年生日本語到達目標★

聞く：専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90分程度の講義の全体の流れが理解できる。

読む：自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。

ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す：法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く：レポートを書くときに、根拠を提示しながら、ある視点に賛成・反対の理由を上げ、様々な選択肢の利点と不利な点を説明できる。

<4年次>

●野村豊弘『民法法入門（第6版）』（2014年、有斐閣） ※次年度は第7版を使用予定

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民法法入門を学ぶ（スクーリング実施時には、民法法入門の学習は終了している。）。

第1章 民法法	第2章 民法と民法典	第3章 権利と義務	
第4章 法律行為	第5章 代理	第6章 時効	第7章 契約
第8章 所有権	第9章 不法行為	第10章 事務管理・不当利得	
第11章 債務の弁済	第12章 家族	第13章 親子・扶養	
第14章 相続	第15章 団体	第16章 権利の実現	

●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月から2月にかけて実施される。

●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

★4年生日本語到達目標★

聞く：自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む：専門に関するコントロールされていないテキストを、その種類にあわせて読み方を変えながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語などに関しては補助が必要な場合がある。

話す：専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、準備すれば行うことができる。

書く：複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテキストを書くことができる。様々な情報や議論を評価した上で書くことができる。

(4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の2科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通じた母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1) 憲法と民法が日本法の中心科目であること、2) 日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3) 国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力を身に付けさせることが望ましいと考えた。

(5) スクーリング

スクーリングは、3年次および4年次（モンゴルは5年次も含む）の学生を対象として実施する集中講義（2コマ×3日間程度）であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

2. 学年暦・時間割 —ハノイの場合

学年暦・時間割は、各センターの位置する国の暦や現地大学の学年暦・時間割によって左右されるため、センターによって異なる。以下では、2007年9月に設置されたベトナム（ハノイ）のセンターを例として紹介する。

(1) ハノイ・センターの概要

センターのあるハノイ法科大学は、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、学生数は1万人ほどである。

ベトナムは親日的で、日本に憧れと尊敬を抱く人が多く、若者世代には日本のポップカルチャーも広く浸透している。そのこともあってか、センターへの入学希望者は多い。例年、250名前後の学生の中から優秀な学生25名前後を選抜している。学生たちにとって法科大学の正規課程と日本語・日本法学習との両立は容易ではないが、学生の成績は良好である。センターは既に7期にわたって約70人の修了生を送り出してきた。日系企業の進出が進み、近年は製造業だけでなく金融・サービス業・法律事務所等の進出も目立っており、センター修了生の今後の活躍が期待されている。



(写真・上段左・中) 書道の授業

(上段・右) インターン報告会

(下段) クリスマス会

(2) 学年暦

	センター全体	1年生	2年生	3年生	4年生
8月		入試資料配付	授業開始	授業開始	夏季セミナー
9月		入試、授業開始			授業開始 インターン報告会
10月	書道の授業				
11月					
12月	クリスマス会		期末試験	期末試験	研究計画完成 期末試験
1月		冬季休業 授業開始	冬季休業 授業開始	冬季休業 授業開始	冬季休業 授業開始
2月	テト(ベトナム正月)			スクーリング 学年論文第一稿 完成	推薦試験面接 スクーリング
3月				スクーリング	スクーリング
4月					
5月				学年論文完成 夏季セミナー応募	
6月		終業式	終業式	終業式 夏季セミナー面接	修了式 卒業旅行
7月		夏季休業	夏季休業	夏季休業 インターン	

(3) 時間割

		月	火	水	木	金
1	08:45 10:15	総合初級 1年 総合中級 2年	総合初級 1年 日本事情 2年	総合初級 1年	総合初級 1年 日本法 4年	実用日本語 4年
2	10:30 12:00	聴・会話 2年 総合表現 4年	総合初級 1年 総合中級 2年	総合中級 2年 日本法支援 4年	聴・会話 2年 日本法 4年	総合初級 2年 ゼミ 4年
3	13:00 14:30	読解 3年 推薦試験対策 4年		口頭表現 3年		日本法入門 3年
4	14:45 16:15	ディベート 3年 推薦試験対策 4年		日本法入門 3年		文章表現 3年
5	16:30 18:00					



(写真・上) 授業の様子



(写真・左) 修了式

(写真・右) 馳浩 文部科学大臣(当時)がセンターをご訪問(2016年5月)

3. 各センターの活動

✓ カンボジア

カンボジア・王立法経大学は、1949年に設立された国内でもっとも古い高等教育機関を前身とする。現在は、法、行政、経済経営、経済情報の4つの学部を擁し、学生数は1万人を超える。センターは、法学部および行政学部の学生を対象に日本語・日本法教育を提供している。センターの学生たちは、午前か午後のいずれか一方の時間帯は各自の所属する学部にて専門知識をカンボジア語で学び、もう一方の時間帯ではセンターで日本語・日本法を学ぶ。学生たちは、将来は法学者、弁護士、外交官、日系企業での就職などを夢見て、日夜勉学に励んでいる。



修了式 (2016年7月) 2012年に入学した5期生ら8人の修了式。アプサラダンスで始まり、学長をはじめ来賓の方々の祝辞の後、修了生が今まで支えてくれた家族にお礼の言葉を伝えた。



書道の授業 (2017年6月) 3年生(当時、7期生)は、紙ではなく絵馬に書くことに挑戦。出来映えにみんな満足そう？



手作り新聞 (2017年9月) 日本語学習歴約1年の新2年生(9期生)が、卒業生にインタビューして新聞を作成した。



授業の様子 (2017年9月) 王立法経大学はまだ夏季休業中だが、センターでは授業が始まった。新3年生(8期生)は、今日は、8月に着任した新しい先生の授業。みんな真剣な顔で聞いている。



✓ ウズベキスタン

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける唯一の法学高等教育機関である。学生数は約 2,500 名であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は 1875 年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。

ウズベキスタンは親日家の多い国であり、ウズベキスタンの人々は、日本に対して深い親しみと尊敬の念を抱いている。そのような中、センター修了生が、将来、ウズベキスタンの法整備の担い手となり、日本とウズベキスタンのより深い友好関係を築く礎となることが期待されている。



学年論文発表会



交渉演習



漢字チャンピオン大会



巻き寿司



折り紙



名古屋大学学生研修の参加者との交流会



2016 年度修了式（後輩から修了者へのメッセージ）

✓ モンゴル

モンゴル国立大学は、1942年に設立された、モンゴルで最も歴史ある国立大学であり、国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、モンゴル国立大学法学部比較法学科の正規コースとして位置付けられており、センターでの履修科目は卒業単位として認定される。

センターでの教育は、日本語教育の盛んなモンゴルでも特に高い成果を収めており、日本大使館主催の日本語スピーチコンテストでは例年上位入賞を果たしている。また、センターは、モンゴル国内の研究者・実務家との共同研究・学術交流の拠点、日本とモンゴルの法情報の収集・発信の研究拠点としての役割も果たしている。



センターでの授業風景



日本語スピーチコンテストで準優勝



たこやき&チーズ・ハム焼きパーティー



民族衣装（deer）を着て、法学部棟の前で集合写真



2016年度の修了生

✓ ベトナム（ホーチミン）

ホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部で唯一の法律専門大学である。1982年に設立され、現在は教育訓練省の管轄下にある。学部、在職コース、修士課程、博士課程を有し、フランス語・英語で法律を学ぶ特別コースを設置するなど外国語教育に力を入れている。

ホーチミンのセンターは、名古屋大学が直接運営する他のセンターとは異なり、ホーチミン市法科大学が主導して運営しており、名古屋大学はカリキュラムと運営ノウハウの提供という面で協力している。センターの位置するホーチミン市はベトナム最大の商業都市であり、多くの日系企業が進出していることから、センター修了生はこうした民間部門を中心に活躍すると期待されている。



- (左上) ホーチミン市法科大学日本祭り
- (右上) 書道の授業
- (中央) 茶道の授業
- (左下) 2年生プロジェクト発表会
- 特別授業・講義およびその後の食事会

✓ ラオス

ラオス国立大学法律政治学部は、1986年に司法省の下に設置された法律学校が前身であり、1997年にラオス国立大学に編入されてその一学部となった。ラオス国立大学は、1996年に設置されたラオスで初めての総合大学である。法律政治学部には、民法、刑法、ビジネス法、政治、国際関係の5つの学科が設置されており、約2,800名の学生が在籍している。

センターは、学生に対する日本語教育を実施しており、各種訪日研修に参加している。また、文部科学省・世界展開力強化事業により、学生交流も積極的に実施しており、名古屋大学法学部学生研修を受け入れている。



2017年度修了式



名古屋大学法学部学生研修



✓ ミャンマー

ヤンゴン大学は、1920年に設立されたミャンマーで最も古い国立総合大学である。2013年以前は20研究科から構成される大学院大学であったが、同年12月から学部教育を開始した。また、同年に名古屋大学との学術交流協定を締結したが、これはミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定である。

センターでは、日本からの短期・長期交換留学などの学生交流に加え、2011年度の民政移管以降めまぐるしく変革が進んでいるミャンマー法情報の収集・日本への発信に取り組んでいる。



名古屋大学法学部学生研修 (左) 郡区裁判所訪問 (右) センターでの研修修了式

✓ インドネシア

ガジャマダ大学は、1949年に設立されたインドネシアで最も歴史のある大学のひとつである。広大なキャンパスに18学部・25以上の研究所を有し、約2,300名の教員と約55,000名の学生が在籍している。インドネシアで最大規模の大学であり、かつ、もともと権威ある大学である。

センターは、インドネシアおよび日本両国の法制度を比較するために国際セミナーを開催している。日本の法情報をインドネシアに向けて発信するとともに、インドネシアの法情報を収集し、日本に向けて発信している。研究者交流に加え、短期・長期の学生交流も実施している。



センター開所式



ガジャマダ大学との共催による国際セミナー

4. 活動の成果

(1) 各センターの修了者数・修了者の進路

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年 10 名前後の修了生を送り出している。修了生の総数は、2017 年現在、**236** 人を数える。修了者の一部は、名古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽くしている。

表 1 各センターの修了者数 (2017 年 9 月現在)

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007 年度	4 人	—	—	—	—
2008 年度	8 人	—	—	—	—
2009 年度	5 人	—	—	—	—
2010 年度	9 人	—	—	—	—
2011 年度	5 人	7 人	9 人	—	—
2012 年度	5 人	9 人	13 人	8 人	—
2013 年度	4 人	7 人	9 人	8 人	—
2014 年度	3 人	8 人	6 人	9 人	—
2015 年度	4 人	6 人	11 人	7 人	6 人
2016 年度	4 人	4 人	10 人	8 人	7 人
2017 年度	2 人	4 人	13 人	8 人	6 人
小計	53 人	45 人	71 人	48 人	19 人

表 2 修了者の進路 (2017 年 9 月現在 [暫定集計結果])

大学院進学	100 人	北海道大学 (1 人)、東北大学 (1 人)、東京大学 (1 人)、早稲田大学 (1 人)、成蹊大学 (1 人)、名古屋大学 (71 人)、名城大学 (1 人)、名古屋経済大学 (1 人)、大阪大学 (2 人)、神戸大学 (2 人)、九州大学 (1 人)、その他現地の大学・日本以外の外国の大学等
就職	125 人	現地政府機関 (司法省・法務省、内務省、憲法院・憲法裁判所、裁判所、検察庁等) (24 人) 外国政府機関 (現地日本大使館、JICA 等) (6 人) 大学教員等 (11 人) 民間企業 (76 人、うち法律事務所等 26 人) その他
その他・不明	56 人	留学準備中 (5 人)、日本語学校 (2 人)、インターンシップ (2 人) 等

※人数は延べ人数であり、大学院進学の後就職した場合は進学・就職の双方に計上する。

修了生から一言

ウミリデノブ・アリシエル さん

(ウズベキスタン出身、日本在住・大学勤務)



あなたとセンターとの関係を教えてください。

私は、2005年に最初の日本法教育研究センターとしてタシケント国立法科大学に設立されたセンターに、第1期生として入学しました。2年後の2007年6月に同センターおよびタシケント国立法科大学を卒業し、同年10月に名古屋大学に留学しました。

現在どんな仕事をしていますか？

現在は、日本の大学の法学部・ビジネス法学科で准教授として働いています。国際経済法を専攻しており、大学では学部生・大学院生向けに国際法・国際経済法を教えています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

第1は、間違いなく、日本語です。センターで我々に熱心に日本語を教えていた先生方のことを一生忘れません。第2は、研究方法論です。研究課題の発見、研究方法の決定、法令と判例の分析、研究結果の解釈と報告という研究過程を経たことが、そこから研究者として成長していく上でとても大切な意味を持っています。第3は、チームワークです。夏季セミナーは、様々な課題に取り組む上でチームワークが如何に重要かを教えてくれた機会となり、その恩恵を今でも感じています。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

タシケント法科大学の様々な学部から集まった学生たちと一緒に日本語を、またそれを通じて日本法を勉強できたことはとても良かったです。さらに、タシケントのセンターでは、スクーリング（集中講義）がよく行われていましたが、その中で、日本人の法実務家や大学の先生たちの日本法に関する授業において、ウズベク法と日本法を比較しながら法学について勉強することがとても楽しかったです。

ヴォン・スレイダエン さん

(カンボジア出身、現地在住・日系法律事務所勤務)

あなたとセンターとの関係を教えてください。

私は、2009年秋にカンボジアの王立法経大学に入学しました。同時に、カンボジア・日本法教育研究センターに入学し、2013年夏に卒業しました。その後、2013年秋から2015年まで2年間、名古屋大学に留学し、修士号を取得しました。



現在どんな仕事をしていますか？

日系の法律事務所でパラリーガルとして働いています。仕事は、たとえば、カンボジアの法令について

調査したり、契約書などの書類の作成を補助したり翻訳したり、法令に関する短いレポートを作成したりしています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

カンボジア語による授業を受けているだけでは学べなかったこと、たとえば、調査・研究の方法や、レポート・論文の書き方を知ることができたことです。これらのことは、将来にも役に立つと思います。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

センターで良かったことは、先生と学生との関係や、先輩と後輩との関係が近かったので、質問したり相談したりし易かったこと、時には先生や大勢の学生と一緒に遊びに行ったことです。

(2) 博士号取得者

センター設立から7年を経た2012年以降、2018年3月現在までに、以下に掲げる修了生が博士号を取得した。

Umirdinov, Alisher Isoqjonovich「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権：ウズベキスタン素材として」(2012年、名古屋大学)。

RASULOV, Muhammadjon「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題：日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(2013年、名古屋大学)。

Jurabek, NEMATOV「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(2014年、名古屋大学)。

CHEA, Seavmey「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究：差別的取扱判断基準を中心に」(2017年、名古屋大学)。

(以上、<<https://ci.nii.ac.jp/d/>>より。)

リム・リーホン「カンボジアにおける司法の独立とアカウントビリティ：日・仏・英との比較を中心に」(2018年、名古屋大学)。

・ ・ ・ ・ ・ 奨学金について ・ ・ ・ ・ ・

日本法教育研究センターの修了生のうち、日本国内に留学している者は、日本政府（文部科学省）奨学金の他、次の民間の奨学金の枠を活用している。

- ・ じゅうろくアジア留学生奨学金..... 2人/年
 - ・ ローターリー米山記念奨学金 1人/年
 - ・ マブチ国際育英財団奨学金 3人/年
 - ・ Nagashima Ohno & Tsunematsu ベトナム留学生奨学金..... 1人/年
-
-

(3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、2016年には73カ国・地域で約86万人が受験した。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。2017年7月に行われた試験では、N1は9人、N2は38人が認定を受けた（合格者数は在学生のみを対象に集計しており、修了生を含まない）。

表3 N1・N2認定者

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2017年第1回 試験(7月)	N1 1人 N2 1人	N1 6人 N2 13人	N1 1人 N2 10人	N1 1人 N2 7人	N1 0人 N2 7人

表4 参考：N1・N2認定の目安および認定率等

N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。</p> <p>読む</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 <p>聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。 <p>◆2016年7月：受験者数87,600人、認定者数29,736人（認定率33.9%） ◆2016年12月：受験者数98,931人、認定者数30,193人（認定率30.5%）</p>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p>読む</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 <p>聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。 <p>◆2016年7月：受験者数105,167人、認定者数46,361人（認定率44.1%） ◆2016年12月：受験者数120,636人、認定者数42,824人（認定率35.5%）</p>

（日本語能力試験公式ウェブサイト [<http://www.jlpt.jp/index.html>] より）

(4) 受賞歴等

● 学年論文賞

学年論文とは、センターの学生が3年次の授業の一環として作成する小論文である。学生は、それぞれの母国の法制度に関する諸問題の中から任意のテーマを選び、半年以上の時間をかけて、日本語で学年論文を書き上げる。分量は、概ね A4 判 10 枚程度である。センターでは、毎年、法整備支援に関わる研究者・実務家有志に依頼し、学生が執筆した学年論文の中から優秀なもの数点を選んでいただき、学年論文賞を授与している。

表 5 学年論文賞受賞者（2011 年～2017 年）

2011 年	6 点
	<p>ジア・シュウマイ「カンボジア労働仲裁委員会の管轄権：『個別的』および『集团的』な労働紛争の定義」。</p> <p>リム・リーホン「司法官職高等評議会の独立の問題：予算を中心に」</p> <p>チャン・トゥ・チャン「二人以上有限会社における出資分の譲渡」</p> <p>グエン・ティ・ホア「比較広告における不正競争」</p> <p>グエン・ドック・ヴィエット「調停で商業紛争を解決する方法・実態と補完する方法」</p> <p>ルハグワ・アンフバヤル「モンゴルの牧草地に関する法制度の問題」</p>
2012 年	9 点
	<p>ホアン・ティ・ヴァン「ベトナムにおける裁判官の独立」。</p> <p>エルデンビレグ・マンダルマー「モンゴルの弾劾手続きの問題点」</p> <p>チンケット・メター「カンボジアにおける国家賠償制度に関する一考察：経済的土地コンセッションによる損害の救済の可否」</p> <p>トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ「未成年犯罪者の処遇対策」</p> <p>チュン・クイエン「債権者代位権の役割に関する一考察」</p> <p>ブイ・ティ・ホン・ズオン「ベトナムの 2012 年改正民事訴訟法の問題点：最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する特別な手続について」</p> <p>レンバー・プレブバータル「モンゴルの民事裁判における名誉毀損とその免責法理に当たつての問題」</p> <p>チュレン・ソベアツヴィリヤー「カンボジアにおける労働契約の変更に関する問題点」</p> <p>グエン・ティ・タイン・スアン「ベトナム競争評議会の独立性についての問題」</p>
2013 年	2 点
	<p>パイ・ティ・ズン「環境汚染損害賠償における時効の問題」</p> <p>チャン・ティ・トゥエット「ベトナム民事訴訟法の問題点：監督審手続に基づく監督審の申</p>

立について」	
2014年	4点
ミアン・ピッチダビナー「カンボジアにおける司法権の独立：司法官職高等評議会の制度改革の検討」	
ズオン・ティ・ミン・ハン「フランチャイズにおける知的成果の保護に関する法律の問題」	
グエン・ティ・ホアイ・イエン「ベトナムにおける家庭裁判所の設立」	
トリー・バリアン「カンボジアにおける不動産登記と公信力」	
2015年	3点
チウ・ラッタナーティダー「カンボジアにおける経済的土地コンセッションに対する差止手続」	
レ・ティ・フオン「著作隣接権における二次使用料の受取人について」	
トオン・ブッティアロン「カンボジアにおける報道の自由：プレス法第12条に基づく考察」	
2016年	5点
ソドゲレル・バトオルシフ「モンゴルの消費者権利保護法における消費者保護の定義の問題」	
チーム・キンムラーン「連鎖取引販売における消費者保護」	
クム・カエマリー「カンボジアの知る権利と情報公開制度」	
スレイン・チャンディー「カンボジアにおける社会的土地コンセッションを巡る問題」	
ニエップ・ティ・ラン「金銭債権を担保目的物とする場合における担保目的物債権の安全性の確保に関する考察：ベトナム法と日本法との比較の視点から」	
2017年	6点
ウバイドラエフ・ダブロンベック「ウズベキスタンにおける黄金株の使用」	
グエン・ティ・ジェップ「ベトナムの知的財産法における商標権の国際消尽と並行輸入について」	
チン・チー・ドゥック「ベトナムにおけるネズミ講に対する規制について」	
ファム・ティ・ホン・ゴアン「フランチャイズシステムに関するベトナム競争法における考え方について」	
グエン・ティ・タオ・ヒエン「ベトナムにおけるドメイン名紛争解決と商標保護との関係」	
グエン・ティ・フオン・クイン「ベトナムにおける女性労働者に対する募集と昇進問題」	

● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

(ウズベキスタン)	
❖ 第 18 回中央アジア日本語弁論大会 (2014 年 5 月 3 日)	1 位 3 位
❖ ウズベキスタン日本語弁論大会 (2014 年 3 月 29 日)	1 位 3 位
❖ モスクワ国際青年日本語弁論大会 (2013 年 10 月 26 日)	1 位
❖ ウズベキスタン日本語弁論大会 (2013 年 3 月 24 日)	2 位
(モンゴル)	
❖ 第 23 回学校対抗日本語スピーチコンテスト (在モンゴル日本大使館=モンゴル日本語教師会=日本・モンゴル人材開発センター=国際交流基金共催、2017 年 11 月 5 日)	2 位 3 位
❖ 第 15 回日本語スピーチコンテスト (モンゴル国立科学技術大学主催、2016 年 11 月 19 日)	3 位
❖ 第 22 回学校対抗日本語スピーチコンテスト (在モンゴル日本大使館=モンゴル日本語教師会=日本・モンゴル人材開発センター=国際交流基金共催、2016 年 11 月 12 日)	2 位
❖ 第 2 回新潟賞スピーチコンテスト (2016 年 9 月 16 日)	1 位
❖ 第 21 回日本語スピーチコンテスト大学生部門 (在モンゴル日本国大使館=モンゴル日本語教師会=モンゴル日本人材開発センター共催、2015 年 12 月 16 日)	1 位
❖ 第 2 回スピーチコンテスト (モンゴル日本青年交流支援センター主催、2015 年 11 月 16 日)	1 位
❖ 第 14 回日本語スピーチコンテスト (モンゴル国立科学技術大学主催、2015 年 11 月 1 日)	1 位
❖ 第 13 回日本語スピーチコンテスト (モンゴル国立科学技術大学主催、2015 年 3 月 21 日)	1 位 2 位 特別賞
❖ 第 20 回日本語スピーチコンテスト (在モンゴル日本国大使館=モンゴル日本語	2 位

教師会=モンゴル日本人材開発センター共催、2014年12月13日)	3位
(ベトナム (ハノイ))	
❖ 第5回加計学園杯日本語弁論国際大会・ベトナムハノイ地区決勝大会 (学校法人加計学園主催、2015年11月7日)	3位 4位
❖ 日本語フェスティバル (国際交流基金主催、2014年5月11日)	1位
(カンボジア)	
❖ 第5回日本語体験コンテスト in プノンペン (共立国際交流奨学財団主催、2017年8月3日)	入賞
❖ 第21回日本語スピーチコンテスト<渡航経験なし部門> (王立プノンペン大学=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2018年5月27日)	2位
❖ 第20回日本語スピーチコンテスト<渡航経験あり部門> (王立プノンペン大学=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2017年5月21日)	2位
❖ 第19回日本語スピーチコンテスト (王立プノンペン大学=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2016年5月8日)	
<渡航経験あり部門>	1位
<渡航経験なし部門>	3位
❖ 第17回日本語スピーチコンテスト<渡航経験あり部門> (王立プノンペン大学=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2014年5月4日)	2位
❖ 第16回日本語スピーチコンテスト<渡航経験あり部門> (王立プノンペン大学=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2013年5月5日)	2位
(ラオス)	
❖ ラオス日本語スピーチ大会朗読部門 (2016年3月27日)	1位

● SAM日本チャプター創立90周年記念立石信雄懸賞小論文コンクール入賞者

テーマ「私が経営者だったら、こんな企業や組織をつくる」

(2016年度)	
ジア・シュウマイ「カンボジアに医療検査機器供給」	特別賞
(2017年度)	
ユオン・ティ・フィン・チー「ベトナムにおける農業企業」	優秀学生・ 院生奨励賞
カシモフ・ムロッドジョン「ウズベキスタンに日本の珍しいトイレ	優秀学生・

(5) 研究・広報活動

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

鮎京正訓「名古屋大学と法整備支援事業・研究（特集 アジアにおける法整備支援と日本の役割：法整備支援の現状）」ジュリスト 1358 号（2008 年）17-25 頁。

——「大学による法整備支援：人材育成と比較法学の課題（特集 法整備支援の課題）」法律時報 82 巻 1 号（2010 年）17-21 頁。

——「アジア諸国との交流を推進し国際化を身をもって知る学生を育てる（研究科長インタビュー）」文部科学教育通信 261 号（2011 年）4-9 頁。

——『日本とアジアをつなぐ：法整備支援のすすめ』（旬報社、2017 年）。

市橋克哉「アジア諸国で日本語による日本法教育を行う（名古屋大学日本法教育研究センターの取り組み(1)）」文部科学教育通信 264 号（2011 年）20-21 頁。

——「名古屋大学と法学教育による法整備支援（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(6)）」法学セミナー 58 巻 9 号（2013 年）30-32 頁。

——「名古屋大学における法整備支援と人材養成：CALE10 年の歩みとその将来」ICD news 55 号（2013 年）1-4 頁。

——「行政法整備支援からみた法の学識者人材の養成（小特集 アジアにおける日本法教育：『日本法教育研究センター』10 年の回顧と展望）」法律時報 90 巻 3 号（2018 年）48-54 頁。

上地一郎「モンゴルにおける文理融合の人材育成・研究拠点のための礎を築く（名古屋大学日本法教育研究センターの取り組み(4)）」文部科学教育通信 267 号（2011 年）26-27 頁。

——「アジアにおける日本法教育はどうあるべきか：立ち上げ時の模索の経験から（小特集 アジアにおける日本法教育：『日本法教育研究センター』10 年の回顧と展望）」法律時報 90 巻 3 号（2018 年）55-59 頁。

小畑郁「大学における法整備支援に関する研究・教育 名古屋大学法学部における法整備支援関係教育：実績と近年における困難（連携と協調のフォーラム）」ICD news 73 号（2017 年）24-28 頁。

小畑郁・瓦井由紀・宮島良子・杉田 昌平・上地 一郎「座談会 アジアでの日本法教育の新段階：日本法教育研究センター事業 10 年余の経験から（小特集 アジアに

- における日本法教育：『日本法教育研究センター』10年の回顧と展望』法律時報 90巻3号（2018年）60-69頁。
- 傘谷祐之「明日のカンボジアを支える学生を育てる（名古屋大学日本法教育研究センターの取り組み(2)）」文部科学教育通信 265号（2011年）12-13頁。
- 金村久美=宮島良子「内容言語統合型学習（CLIL）で読み解く日本法教育研究センター（CJL）のプログラムデザイン：ミッションポリシー、カリキュラムからコミュニティ形成まで」Nagoya University Asian Law Bulletin 2号（2016年）2-24頁。
- 上東亘「ベトナムにおける法学教育活動報告（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(5)）」法学セミナー58巻8号（2013年）65-67頁。
- 近藤行人「説得のアピールを用いた日本語学習者の論証文の分析：日本人大学生、ウズベキスタン人大学生との比較」第二言語としての日本語の習得研究 16号（2013年）160-177頁。
- 澤田宗佑「モンゴルと日本の架橋を目指して（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(1)）」法学セミナー58巻4号（2013年）65-67頁。
- 篠田陽一郎「日本法教育研究センターにおける現状認識と取り組み：法教育と日本語教育とのアーティキュレーション」Nagoya University Asian Law Bulletin 2号（2016年）63-74頁。
- =ソウ・ヤーリー「カンボジア王国民法における不動産の二重売買」Nagoya University Asian Law Bulletin 3号（2017年）1-19頁。
- 社本洋典「外国の制度を熟知し批判的視点を持った人材を育てる（名古屋大学日本法教育研究センターの取り組み(3)）」文部科学教育通信 266号（2011年）12-13頁。
- 「法整備支援とキャリア形成（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(2)）」法学セミナー 58巻6号（2013年）49-51頁。
- 新地真之「インドネシア改正著作権法とその課題」Nagoya University Asian Law Bulletin 1号（2016年）95-105頁。
- 杉浦一孝「名古屋大学による法整備支援活動の概要（特集 第7回法整備支援連絡会）」ICD news 27号（2006年）31-35頁。
- 杉田昌平「教育による法整備支援：ベトナムの大学教員になって（わたしの仕事、法つながり：ひろがる法律専門家の仕事編(19)）」法学セミナー62巻1号（2017年）4-5頁。
- 「教育による法整備支援：望ましい制度への距離」自由と正義 68巻8号（2017年）40-41頁。
- Shohei Sugita, LEGAL EDUCATION IN JAPAN AND VIETNAM, in Comparative Legal Education from Asian Perspective : Programs for Asian Global Legal Professions Series I , 31-40 (KEIGLAD ed., 2017).

- 高尾栄治「カンボジアからの報告（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(4)）」法学セミナー58巻7号（2013）33-35頁。
- 塚原長秋「ベトナムセンターの一期生を送り出すにあたって（名古屋大学日本法教育研究センターの取り組み(5)）」文部科学教育通信 268号（2011年）26-27頁。
- 「私の法整備支援体験（ロー・アングル 法整備支援の新たな地平(3)）」法学セミナー58巻6号（2013年）49-51頁。
- 牧野絵美「法整備支援：アジアから新しい法秩序を考える」中京大学評論誌やごと 34号（2018年）78-84頁。
- 宮島良子「論理的記述とは：日本留学試験の記述問題を使用して」日本語教育方法研究会誌 16巻1号（2009年）76-77頁。
- 「日本法教育研究センターで学ぶ学生たちのライティングをどう評価するか：法学講師の評価プロトコルから見えてくるもの」Nagoya University Asian Law Bulletin 1号（2016年）82-94頁。
- リム・リーホン=傘谷祐之「翻訳：カンボジア・司法官職高等評議会の組織及び運営に関する法律」Nagoya University Asian Law Bulletin 3号（2017年）56-65頁。

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

第1章 総則

第1条（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

第2条（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（以下、CALE という）が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

第3条（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科およびCALEとの協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

第2章 構成員およびオブザーバー

第4条（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の

承認を得て、次の各号の 카테고리別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。

②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家

③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人格の有無にかかわらず）および個人（①の構成員および②を除く）

2 団体正会員（その個人構成員を含む）および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。

3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。

4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

第5条（オブザーバー団体）理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

第6条 (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

第3章 役員および機関

第7条 (役員・顧問) 本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名 (本コンソーシアムを代表する)
- ②事務局長： 1名 (本コンソーシアムの事務を統括する)
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名 (本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する)

2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

第8条 (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状によるものも含む。

- ①団体正会員の過半数が出席すること
- ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付することができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

- ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
- ②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

第9条 (総会の権限) 次の各号については、総会の議決を要する。

- ①本規約の採択および改正
- ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。
- ③役員・顧問の選任
- ④活動方針の決定
- ⑤予算および決算の承認
- ⑥本コンソーシアムの解散
- ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

第10条 (理事会) 本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

第11条 (専門作業部会) 理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

第12条 (事務局) 本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

第4章 財政

第13条 (財政の原則) 本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (年会費) 本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

① 団体正会員 3万円

② 個人正会員 5,000円

③ 協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定められた団体正会員は、総会においてその年会費額5,000円ごとに1票を有するものとする。

第15条 (正会員会費の使途の限定) 本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト(特任教員の人件費を含む)に支出してはならない。

第5章 雑則

第16条 (最初の事業年度) 本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

第17条 (効力発生) 本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

第18条 (経過規定) 第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

(別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。

団体協賛会員

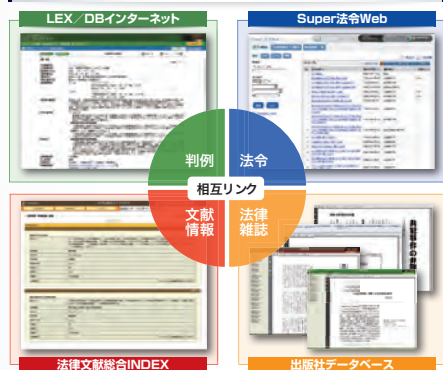
リーガルリサーチといえばこれ!

TKCローライブラリー

無料トライアルのお申込みはこちらから
www.tkc.jp/law/lawlibrary

誕生から30年超の信頼と安心、判例・法令・文献・法律雑誌を統合した日本最大級の法律情報データベース
50を超えるコンテンツ群、240万件以上の法情報を収録し、有用な法律情報を効果的に収集できる最適なツールです。

TKCローライブラリーのコンテンツ構成



判例 LEX/DBインターネット

- 日本最大級の判例収録数29万件超(平成30年7月現在)
- 138誌掲載・独自収集の重要判例等を日次更新により早期収録

法令 Super法令Web

- 法務省責任編集「現行日本法規」に基づく信頼の法令データベース
- 過去改正履歴標準搭載: 152の重要法令は施行時からの閲覧可能

文献 法律文献総合INDEX

- 92万件超の法律関連文献情報を網羅的に収録(平成30年7月現在)
- 「法律時報」文献情報(創刊号昭和4年以降)とTKC独自収集情報収録

法律雑誌 独自コンテンツ多数提供、収録を拡大中

- 主要法律雑誌「判例タイムズ」「ジュリスト」「法律時報」等収録
- 各分野の専門コンテンツも充実!

- | | | |
|----------|-----------------|------------------|
| ● ビジネス関連 | ● NBL(商事法務) | ● ビジネス法務(中央経済社)等 |
| ● 労働関連 | ● 季刊労働法/労働法EX+ | (労働開発研究会)等 |
| ● 刑事関連 | ● 季刊刑事弁護 | (現代人文社)等 |
| ● 交通事故関連 | ● 交通事故民事裁判例集Web | (ぎょうせい)等 |

お問い合わせ先 株式会社TKC 東京本社 リーガルデータベース営業本部

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2階 E-mail:lexcenter@tkc.co.jp フリーダイヤル:0120-114-094(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

TKC

ASSOCIATES



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

Atsumi & Sakai



矢橋ホールディングス株式会社
YABASHI 〒503-2213岐阜県大垣市赤坂町226 TEL.0584-71-0820

大江橋法律事務所
OH-EBASHI

法律学の未来を
一冊一冊に 

Shinzansha Publisher

信山社



21世紀の
知的創造に貢献する



有斐閣

since 1877

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<http://www.yuhikaku.co.jp>



日本法教育研究センターでは、現在、4年生の民法の授業にて、野村豊弘著『民事法入門〔第7版〕』（有斐閣、2017年）を教科書として使用しています。この度、株式会社有斐閣より、日本法教育研究センターで使用することを目的として、同書籍を43部無償提供いただきました。

日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・2017年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内
日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局
464-8601 名古屋市千種区不老町
Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902
E-mail: cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp
<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

発行日 2018年8月

印刷・製本 名古屋大学消費生活協同組合印刷部

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。

